

建設経済常任委員会

令和6年6月18日（火曜日）

建設経済常任委員会

令和6年6月18日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 4 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 専決処分の承認について（旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

出席者（7名）

委員長	片 桐 文 夫	副委員長	永 井 孝 佳
委 員	向 後 悦 世	委 員	宮 澤 芳 雄
委 員	井 田 孝	委 員	戸 村 ひとみ
議 長	飯 嶋 正 利		

欠席者（なし）

傍聴議員（4名）

議 員	松 木 源太郎	議 員	崎 山 華 英
議 員	伊 場 哲 也	議 員	常世田 正 樹

説明のため出席した者（14名）

副市長	飯 島 茂	商工観光課長	大八木 利 武
農水産課長	伊 藤 弘 行	建設課長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	上下水道課長	多 田 一 徳
農業委員会 事務局長	戸 1 正 和		
その他担当 職員	7名		

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

黒 柳 雅 弘

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

足元が悪い中、ご苦勞さまでございます。

また、本日はクールビズ期間中ですので、会議室内が暑ければ上着の方を脱いでいただいて進行していきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、本日、傍聴に松本源太郎議員、崎山華英議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

本日は足元の悪い中、委員の皆様、また、執行部の皆さん、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

この建設経済常任委員会に付託いたしました議案は3議案でございます。何とぞ慎重なご審議をいただきまして、本日よろしくお願いしたいと思います。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。片桐委員長、お願いします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長と担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案でございます。

その内訳でございますが、まず、予算関係が1議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、次に、条例関係が1議案で、議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、専決処分の承認についてが1議案で、議案第12号は、旭市

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） よろしく申し上げます。

○副市長（飯島 茂） それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いをいたします。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課長の大八木利武と申します。よろしくお願いいたします。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課長の伊藤弘行と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課長の齊藤孝一と申します。よろしくお願い申し上げます。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課長の飯島和則と申します。よろしくお願い申し上げます。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課長の多田一徳と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（戸衛正和） 農業委員会事務局長の戸衛正和と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（片桐文夫） それでは、よろしくお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

ただいま副市長のほうより議案の説明等ありましたけれども、もう一度繰り返しになりますけれども、言わせていただきます。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、専決処分の承認についての3議案であります。

それでは、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 議案第1号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えてのご説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。
井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、議案第1号について、8款土木費の2目道路維持費、タブレットの13ページなんですけれども、この車両購入費830万3,000円ですが、本会議ではホイールローダーの購入ということでしたが、これに対して、見積りは何者から徴収しているのか伺います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 見積り等は1者から徴しております。
以上です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 1者ということで、それが適正な価格かどうかという判断は、どうしているんですかね。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 一応参考見積りということで、購入に際しては、一般競争入札のほうで対応したいと考えております。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） あとホイールローダーなんですけど、300万円で修理可能ということでしたが、今度これを新しく購入するに当たって、今まで使っていたものの下取りとか、そういうのというのは発生するのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 一応下取りをするということで考えております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はございませんか。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質疑させていただきます。

井田委員と同じホイールローダーについてなんですけれども、こちらのメンテナンスとか、グリスアップ的なものというのは、職員が自らやっているのでしょうか、それとも定期的にメンテナンスに出しているのか、その辺を教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 自主点検年1回を実施しております。業者のほうに委託しております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今回ちょっと早めに壊れてしまったのかなという気がするんですけれども、そういう職員がちょっとしたメンテナンスとかというのはやらないのでしょうか。車とかだとちょっと油差したりとか、そういうのもやと思うんですけれども、その辺に対して、お願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、見た目で、目視での点検等はあると思いますけれども、実際に細部については、業者の自主点検ということをお願いしております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 私も建設関係に携わって、重機も何台、何十台と保有してきました。そんな中で、やっぱりメーカーが点検、整備やる部分もありますが、オペレーター自体がグリスアップ等、使用前にするような箇所もあります。

だから、そういう部分でメーカーの部分とオペレーターがやる部分、これやっぱりきちんと区別して、やっぱり目視ではね、ああいう機械は長もちしませんので、そこら辺よく指導しながら使っていただければいいのかなと思ひまして、私からは以上です。そういう部分にちょっと気をつけていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 答弁はもらいますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第4号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 本会議の説明で、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に変更ということですが、こちら何か行政が変わったこととか、変化ってありますか。影響があるかどうかを教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 所管が変わったことによりまして、業務に直接の影響というのはございません。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はございませんか。
井田委員。

○委員（井田 孝） この新旧対照表で布設工事監督者の資格って、この布設工事監督者というのは、上下水道課が発注した工事に対して、業者が常駐というか、それをつけるということになるのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 井田委員おっしゃいますように、上下水道課のほうで発注した工事につきまして、監督の工事職員をつけるというような形になります。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） この布設工事監督者をつける工事というのは、受注金額が幾ら以上とか、そういう規定というのはあるのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 基本的には、上下水道課で発注しました工事全てにつけるということで、こちらのほうは一度、以前、厚生労働省の所管のときに、そういったちょっと指導

がございましたので、そういった形でやっております。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） この布設工事監督者というのは1工事につき1人で、これ兼用というのはなしで、市が発注した工事一つに1人つけて、もう一個発注された場合は、また別の工事監督者をつけないといけないということですか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課で現在、布設工事監督者の要件を満たしている職員が2人いるんですが、工事については1名の方が対応するというような形を取っております。

○委員長（片桐文夫） 今、井田委員からの質疑は、1人の人が何個のあれでいいのかというような質疑でした。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 1名が幾つもの工事を監督するというので、大丈夫でございます。その形で入っております。

○委員長（片桐文夫） 1名の人が幾つかの工事に対して、できるということですよね。井田委員、大丈夫ですか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 例えば、分かる範囲でいいんですけども、この市内の指定水道業者で、前の規定だと監督できるのが何人だったんですけども、今回の緩和によって、何人ぐらい監督できるのが増えたとか、そういうのは分かるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） この緩和によって、布設工事監督者の要件を満たす職員というのは増えてくるとは思います。

ただ、そちらについては、学歴ですとか年数ですとかということがございますので、ちょっと上下水道課では全部把握はちょっとできておりません。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 議案第 12 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 12 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） この条例の失効、効力を失うというのが明記されたのは、最初は令和 6 年でしたけれども、9 年まで延びたこの 6 年間というのは、この過疎条例との関わり合い、過疎条例が切れるのはもう少し先だと思うんですけれども、この根拠はどこにあるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） この条例につきましては、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのがございます。そこで、干潟地域が過疎に指定されて、その際に、固定資産税の課税免除に関しての財政的な、固定資産税が減免されることによる減収分の交付税で補填されることに、75%補填されるんですけれども、その期限というものが法律上、令和 6 年 3 月 31 日ということ一旦切れました。それが延長されたということに伴って、この条例もそれに付随して延ばしたという形になります。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 分かりました。

現在過疎地域、干潟地域の中から、申請が四つあると思うんですけれども、これに対して申請はありましたでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 昨年度、令和 5 年度の実績で申し上げますと、3 件の申請がございました。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 安心しました。これを知らない人、結構いるんで、情報がちゃんと伝わっているということ、そこだけ確認したかったんです。ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 12 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

○委員長（片桐文夫） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 片 桐 文 夫